

企業統治等に関する規律の見直しとして検討すべき事項

第1 株主総会に関する手続の合理化

1 株主総会資料の電子提供制度の新設

取締役が、株主の承諾を得ることを要しないで、株主に対し、株主総会参考書類や、計算書類、事業報告等の株主総会の招集の通知に際して提供しなければならない資料をインターネットを利用する方法により提供するための制度を新たに設けることを検討してはどうか。

（補足説明）

取締役が、株主に対し、株主総会参考書類や、計算書類、事業報告等の株主総会の招集の通知に際して提供しなければならない資料（以下「株主総会資料」という。）をインターネットを利用する方法により提供することができるようになれば、株式会社は、印刷や郵送に要する費用を削減することができるようになるのみならず、印刷や郵送が不要となる分従来よりも早期に株主に対して株主総会資料を提供したり、株主総会資料に盛り込む情報をより充実させることができるようになるため、株主との間のコミュニケーションの質を向上させることもできるようになると考えられる。

会社法上、書面の交付に代えて、電磁的方法による提供として、株主総会資料をインターネットを利用して提供することが認められている（会社法第299条第3項等）。もっとも、株主総会資料を電磁的方法により提供するためには、株主の個別の承諾を得ることを要するものとされていることなどから、株主総会資料の電磁的方法による提供は、余り利用されていないと指摘されている。また、株主総会資料に記載すべき事項のうち一定の事項については、株主の個別の承諾を得ることを要しないで、いわゆるウェブ開示によるみなし提供として、インターネットを利用する方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置を採ることによって株主に対して提供したものとみなされるが、典型的に株主の関心が特に高いと考えられる事項や、実際の株主総会において口頭で説明されることが多いと考えられる事項等については、株主に対して提供したものとみなされる事項から除外されている（会社法施行規則第94条第1項、第133条第3項、会社計算規則第133条第4項等）。

そこで、株主総会資料のインターネットを利用する方法による提供を促進することにより、株主総会の招集の手続を合理化し、ひいては株式会社と株主との間のコミュニケーションの向上を図るため、取締役が、株主の個別の承諾を得ることを要しないで、株主に対し、株主総会資料をインターネットを利用して提供するための制度を新たに設けることが考えられる。このような制度として、具体的には、取締役が、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知した場合には、株主の個別の承諾を得ていないときであっても、取締役は、株主に対して株主総会資料を適法に提供したものとするこ

とが考えられる。

ただし、株主の個別の承諾を得ることを要しないものとするにより、インターネットを利用することが困難な株主の利益を害するおそれがあるから、このような制度を新たに設ける場合には、そのような株主の利益にも適切に配慮する必要がある。

2 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を整備することを検討してはどうか。

(補足説明)

近年、株式会社を困惑させる目的で議案が提案されたり、一人の株主により膨大な数の議案が提案されるなど、株主提案権が濫用的に行使される事例が見られる。株主提案権が濫用的に行使されることにより、株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されることがや、株式会社における検討や招集通知の印刷等に要するコストが増加することが弊害として指摘されている。

一定の場合には株主提案権の行使が権利濫用に該当することを認めた裁判例（東京高判平成27年5月19日金判1473号26頁）も見られるが、どのような場合に株主提案権の行使が権利濫用に該当すると認められるかは必ずしも明確でなく、実務上、株主提案権が行使された場合には、株式会社が株主提案権の行使を権利濫用に該当すると判断することは難しいと指摘されている。

そこで、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、株主が提案することができる議案の数を制限することや、株主による不適切な内容の議案の提案を制限することが考えられる。

第2 役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備

1 取締役の報酬等に関する規律の見直し

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）に関する規律を見直すことを検討してはどうか。

(補足説明)

会社法上、指名委員会等設置会社以外の株式会社においては、取締役の報酬等の額等の事項を定款又は株主総会の決議によって定めるものとされている（会社法第361条第1項）。もっとも、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等については、株主総会の決議によってその全員の報酬等の総額の最高限度のみを定めてその枠内で各取締役に対する配分の決定を取締役会に委任することができ、また、株主総会の決議によって最高限度額を定めれば、その最高限度額を変更するまでは、新たな株主総会の決議を要しないと解釈されていることなどから、会社法上の取締役の報酬等に関する規律は、緩やかに運用されていると指摘されている。また、近年、取締役の報酬等を取締役に対し適切に職務を執行するインセンティブを付与するた

めの手段として考え、会社法上、株主総会の決議によって委任を受けた取締役会の決議により決定される取締役の個人別の報酬等が取締役に対し適切なインセンティブを付与する内容となっていることを担保するための仕組みがないことを問題視する指摘もある。さらに、近年、取締役に対し適切なインセンティブを付与するために、報酬等として株式を交付することや、報酬等の内容を株式会社の業績等に連動させることなどの重要性が指摘されているところ、このようないわゆるインセンティブ報酬を付与する場合については、会社法における取締役の報酬等に関する規律がどのように適用されることとなるかが必ずしも明確ではないという指摘もある。

そこで、このような指摘を踏まえて、株主総会の決議によって取締役の個人別の報酬等の内容の決定を取締役会に委任することに関する規定を設けたり、インセンティブ報酬の付与に関する規定を設けるなど、取締役の報酬等に関する規律を見直すことが考えられる。

2 会社補償に関する規律の整備

役員が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたことにより、又は法令の規定に違反したことが疑われることとなったことにより要する費用等を株式会社が補償すること（以下「会社補償」という。）に関する規定を設けることを検討してはどうか。

（補足説明）

近年、株式会社の業務が高度に複雑化している状況等に鑑み、役員として優秀な人材を確保するとともに、役員が過度にリスクを回避することがないように役員に対し適切なインセンティブを付与するための手段の一つとして、会社補償を利用することが考えられると指摘されている。しかし、会社法上、会社補償に関する規定は存在しない。

会社補償には構造上の利益相反の問題があり、また、会社補償が許容される範囲によっては、役員の職務の適正性が損なわれるおそれや役員の責任や刑罰等を定める規定の趣旨が損なわれるおそれがあるという問題もあり、会社法上、会社補償がどのような場合に許容されるかは必ずしも明確でない。会社補償が許容される範囲については、例えば、①役員が株式会社に対して賠償しなければならない損害について株式会社が補償をすることは、株式会社に対する責任を免除することと実質的に同じことであるから、株式会社に対する責任の免除の手続によらずにこのような損害について株式会社が補償をすることを認めるべきではないという考え方や、②役員が納付しなければならない罰金や課徴金について会社が補償をすることは、罰金や課徴金を定めている各規定の趣旨を損なう可能性があるため認めるべきではないという考え方もある。

そこで、会社法に会社補償に関する規定を設け、会社補償が許容される場合を明確にすることが考えられる。

3 会社役員賠償責任保険（D＆O保険）に関する規律の整備

会社役員賠償責任保険（D＆O保険）に関する規定を設けることを検討してはどうか。

(補足説明)

D&O保険は、会社補償と同様に、役員として優秀な人材を確保するとともに、役員が過度にリスクを回避することがないように役員に対し適切なインセンティブを付与するための手段の一つであると考えられるが、会社法上、D&O保険に関する規定も存在しない。

株式会社が役員のためにD&O保険の保険料を負担することについては、会社補償と同様に、構造上の利益相反の問題があり、また、D&O保険契約の内容によっては、役員の職務の適正性等が損なわれるおそれがあるという問題もある。近年、役員が株主代表訴訟で敗訴した場合に損害の填補を受けるための特約を締結することにより生ずる保険料についても、一定の場合には株式会社が負担することができるという解釈が主張されているところではあるが、会社法に、このような特約に関する規律のみならず、D&O保険そのものに関する規律を設け、株式会社がD&O保険契約を締結するために必要な手続等を明確にすることが考えられる。

第3 社債の管理の在り方の見直し

会社が社債を発行する場合において、社債管理者を設置することを要しないときは、社債権者のために、社債管理者よりも限定された範囲内で必要な社債の管理を行うことを第三者に委託することができるようにするなど、社債の管理の在り方を見直すことを検討してはどうか。

(補足説明)

会社法上、社債を発行する場合には、原則として、社債管理者を設置して、社債権者の保護のために、社債の管理を行うことを委託しなければならないものとされている（会社法第702条本文）。しかし、実際には、我が国において会社が社債を公募により発行する場合には、例外規定（同条ただし書）に基づき、社債管理者を設置していないことが多いと指摘されており、その理由として、会社法上、社債管理者の権限が広範であり、また、その義務、責任及び資格要件が厳格であるため、社債管理者の設置に要するコストが高くなることや、社債管理者となる者の確保が難しいことが指摘されている。

もっとも、近年、社債管理者を設置しないで発行された社債について、その債務の不履行が発生し、社債権者に損失や混乱が生ずるという事例が見られたことを契機として、このような社債について、第三者による最低限の社債の管理を望む声が出てきたと指摘されている。そして、実務においては、会社が、社債権者のために、社債管理者よりも限定された範囲内で社債の管理を行うことを第三者に委託するための方策が検討されているところ、このような第三者には社債管理者の法定代理権に関する規定（会社法第705条第1項、第706条第1項）や会社法第708条の適用がないことなどを理由に、現行法を前提とすると、社債権者の全員の代理人として破産手続における破産債権の届出等を行うことなどの必要な行為の一部を第三者に委託することが難しいとされている。

そこで、会社が社債を発行する場合において、社債管理者を設置することを要しないときは、社債権者のために、社債管理者よりも限定された範囲内で必要な社債の管理を行うことを第三者に委託することができるようにすることが考えられる。

また、社債の管理の在り方については、社債権者集会に関する規律の見直しとして、①社債権者集会の特別決議により社債の債務の全部又は一部を免除することができる旨の規定を設けることや、②社債権者の全員が議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、社債権者集会の決議を省略することができるものとする、③社債権者集会の決議は、議案につき社債権者の全員が同意した場合には、裁判所の認可を受けることを要しないで、その効力が生ずるものとするが考えられる。

第4 社外取締役を置くことの義務付け等

1 社外取締役を置くことの義務付け

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないものとするを検討してはどうか。

（補足説明）

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号。以下「改正法」という。）の施行後、東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は、平成27年度においては87.3パーセント（市場第一部においては94.3パーセント）、平成28年度においては95.8パーセント（市場第一部においては98.8パーセント）となっており、上場会社における社外取締役の選任が進んできている。

改正法附則第25条の規定に従って、このような社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、現行法上、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない株式会社（会社法第327条の2）が、社外取締役を置かなければならないものとするについて検討する必要がある。

2 社外取締役の要件である業務執行性の見直し

「当該株式会社の業務を執行したその他の取締役」（会社法第2条第15号イ）でないことという社外取締役の要件を見直すことを検討してはどうか。

（補足説明）

実務上、社外取締役がマネジメント・バイ・アウトの際に株式会社のために買収者との間で交渉を行った場合等において、当該社外取締役が、「当該株式会社の業務を執行したその他の取締役」に該当することとなり、社外取締役の要件に該当しなくなってしまうのではないかとということが問題となっている。取締役が継続的に業務に関与し、又は代表取締役等の業務執行機関に従属的な立場で業務に関与した場合にのみ、「当該株式会社の業務を執行したその他の取締役」に該当することとなるという解釈も主張されているところではあるが、社外取締役がすることができない行為を明確にするために、「当該株式会社の業務を執行したその他の取締役」でないことという社外取締役の要件を見直すことが考えられる。

3 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規律の見直し

会社法第362条第4項の規定にかかわらず、社外取締役を置いている一定の監査役設置会社の取締役会は、監査等委員会設置会社の取締役会と同様の範囲内で、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるものとすることを検討してはどうか。

(補足説明)

会社法上、監査役設置会社の取締役会は、重要な業務執行の決定を行わなければならない、当該決定を取締役に委任することができないものとされている（会社法第362条第4項）ところ、裁判所が同項各号に掲げる事項及び同項柱書きの「その他の重要な業務執行」の範囲をどの程度厳格に解釈するか（例えば、同項第1号にいう重要な財産の処分当たるか否かの判断基準に関する最判平成6年1月20日民集48巻1号1頁）を予見することが難しいために、監査役設置会社において、重要性が低いと思われる事項が取締役会の決議事項として上程されると指摘されている。

また、近年、我が国の株式会社は、その機関設計にかかわらず、企業間の国際的な競争が激しくなるなど、会社を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するために、機動的に業務執行の決定をすることが求められている。そして、前記1のとおり、改正法の施行後、上場会社である監査役会設置会社において社外取締役の選任が進んできているところ、社外取締役が株式会社の事業内容に必ずしも精通していない場合があることなどから、社外取締役が取締役会における個別の業務執行の決定に逐一関与しなければならないことによって、機動的な業務執行の決定をすることが難しくなるのみならず、社外取締役もその期待される役割の一つである業務執行者の監督に専念することが難しくなると考えられる。

そこで、監査役設置会社における取締役会の決議事項に関する規律に対する指摘を踏まえ、監査役設置会社においても、業務執行の決定をより機動的にすることができるようになるとともに、社外取締役が業務執行者の監督により専念することができるようにするために、社外取締役を置いている一定の監査役設置会社の取締役会は、監査等委員会設置会社の取締役会と同様の範囲内で、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるものとするについて検討することが考えられる。

第5 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に関する規律の整備

株式会社が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解をするために株式会社において必要な手続に関する規律や、当該和解について株式会社を代表する者に関する規律を整備することを検討してはどうか。

(補足説明)

会社法上、株式会社が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解をするために株式会社において必要な手続や、当該和解について株式会社を代表する者が必ずしも明確でないと指摘されている。そこで、会社法にこれらに関する規定を設け、当該手続等を明確にすることが考えられる。